

育児休業に伴う申請手続き お任せください



面倒な申請手続きの委託を検討してみよう！

男性育休を含め、育児休業の取得は今後増加傾向と予想されます。育児休業に伴う申請は、**かなり複雑でスケジュール管理も大変です**。申請を忘れると社会保険料の免除等も受けられなくなってしまいます。そんな手続きを、委託してみてもいいかがですか？**申請の一部又は全部まとめて**委託することも可能です。是非、ご相談ください。

【主な手続き】

- ◇社会保険料免除手続き（会社、本人いずれも免除）
- ◇出産育児一時金支給申請
- ◇出産手当金支給申請
- ◇育児休業／出生時育児休業給付金（産後パパ育休）支給申請
- ◇育児休業終了時月額変更届
- ◇出生後休業支援給付金支給申請（令和7年4月～スタート）
- ◇育児時短就業給付金支給申請（令和7年4月～スタート）

助成金を活用しましょう！

両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)

雇用保険に加入している男性労働者が、子の出生後8週間以内に連続5日以上育児休業を取得した場合に支給されます。

《支給額》

第1種：20万円

（代替要員加算など+αあり）

第2種：第1種申請後、3年度以内の男性育休取得率の上昇率に応じて支給



1事業主1回限り申請可能です。

※一般事業主行動計画の策定・公表等条件あり

※就業規則等の整備が必要です。

※助成金申請も代行しております。

働くパパママ育業応援奨励金 (働くパパコースNEXT)

雇用保険に加入している男性労働者が、子が2歳になるまでに連続15日以上育児休業を取得し、原職復帰後3ヵ月経過した場合に支給されます。

《支給額》

育休取得日数に応じて
25万円～330万円



1事業主1回限り申請可能です。

※東京都内で事業を営む企業が対象です。

※就業規則等の整備が必要です。

助成金申請（申請に必要な就業規則の見直し）や育児に関連するご相談もお受けしております。お気軽にご相談ください。

林社会保険労務士事務所

〒190-0022

東京都立川市錦町1-8-14-202

TEL：042-595-6890 FAX：042-595-6895

メール：hiro@hayashi-sr.net